

OKINAWA

第22回 沖縄県民投票で問われる本土の人々と日本の民主主義

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 神谷 延治 (60期)

1 はじめに

米軍普天間飛行場の移設に伴う「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」(以下「県民投票」という)が2月24日に沖縄県で実施された。

県民投票の実施に反対する自治体があったものの、「辺野古」県民投票の会*1(代表元山仁士郎氏)を中心に市民を主体とする運動に「新しさ」があり、特に「沖縄の未来」を担う若い世代の人たちの行動やひたむきな姿が多く共感を呼び、全市町村での投票実施が実現した。

2 辺野古埋立て「反対」7割超 —全市町村で反対多数

県民投票は、投票率52.48%(投票総数60万5385人/投票資格者総数115万3591人)、「反対」が72.15%(43万4273票)、「賛成」が19.1%(11万4933票)、「どちらでもない」が8.75%(5万2682票)という結果であった*2。

反対票は、沖縄県知事(以下「知事」という)が「結果を尊重」する義務が生じる「投票資格者総数の4分の1」を超え、内閣総理大臣及び米国大統領に結果が通知された。

3 県民投票の結果を どのように評価するか

辺野古米軍基地建設のための埋立てに争点を絞って賛否を示す初の投票であり、シングルイシューにつ

いて「反対」の民意が明確に示されたことは、極めて重要である。とりわけ、県知事選で玉城デニー知事が獲得した過去最多得票数(39万6632票)を反対票が上回ったこと、宜野湾市と名護市において「反対」が半数を超えたこと*3は、注目に値する。

これに対し、投票率が低く、反対票が投票有資格者総数の約37.6%に過ぎないから、「民意ではない」として、県民投票の意義を矮小化する主張も見られた。しかしながら、様々な悩みがあって投票できない沖縄の人たちの複雑な心情や現実があるなかで、投票率が目標の50%を超えたことは評価できる。投票者の7割超が「反対」したことは重く、これを「民意ではない」と言い切ることは困難である。

4 県民投票を求めるに至った背景 —要因とその意義

(1) 民意を具体的かつ明確にする

2016年の不作為の違法確認訴訟の高裁判決*4では、沖縄には辺野古米軍基地建設に反対する民意があり、「沖縄県の特殊事情に基づくものとして十分考慮されるべきである」が、普天間飛行場等の負担軽減を求める民意に反するとは言えず、各選挙結果などからも、「二者択一の関係にあることを前提とした民意がいかなるものであるか証拠上明らかではない」と判断された。このように裁判で民意を相対化されたことから、これを裁判官も否定できない「明確な事実にする」ことの必要性・重要性が認識された。県民投票は、上記判決にこたえ、辺野古米軍基地

*1:「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票を実現するため、沖縄の学生、若者、弁護士、司法書士、経営者、戦争体験者、働くパパママなど、様々なバックグラウンドを持った人たちが参加している団体」(「辺野古」県民投票の会 [2.24 GO! VOTE OKINAWA 県民投票ガイドブック] 12頁)。2018年4月16日設立、2019年3月26日解散。

*2:『琉球新報』2019年2月24日電子号外、同2019年2月25日電子版、『沖縄タイムス』2019年2月25日電子版

*3:宜野湾市:投票率51.81%、「反対」66.8%、「賛成」24.4%、「どちらでもない」8.8%|名護市:投票率50.48%、「反対」73.0%、「賛成」18.0%、「どちらでもない」9.0%(『琉球新報』2019年2月25日電子版)

*4:福岡高裁那覇支部平成28年9月16日判決(平成28年(行ケ)第3号)

建設のための埋立ての賛否を明確にしたことに意義がある。

また、1996年の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票」*5では、これらを合わせた項目への賛否を問うものであったため、当時から「抽象的な要求」という批判があり、結果的に「整理縮小」の名の下に辺野古米軍基地建設が進められた。県民投票は、普天間飛行場の早期返還と辺野古への移設の二者択一を迫るのではなく、辺野古米軍基地建設のための「埋立て」にテーマを絞ることにより、民意をより具体的かつ明確にしたことにも意義がある。

(2) 県民のエネルギーを引き出す

現場での運動だけでは工事を止められないという限界も浮き彫りになっていることに加え、現場に行き



「辺野古」県民投票の会のフライヤー

たくても行けない多くの県民の苦悩を受け止めてエネルギーを引き出す活動形態がないことから、多くの県民が参加でき、埋立てに反対の民意を明確にする全県的な運動の必要性・重要性が認識されるようにな

った。県民投票には現場に行けない県民のエネルギーを引き出すための運動としての意義がある。

(3) 県民の民主主義的要求

政府が民意を無視して工事を強行するなか、県民の意思を表明したいという欲求が高まり、民主主義の重要性が認識された。我が国の近代史上、国策に抗い、県レベルで反対の民意を示した例はない。県民投票には歴史的な意義がある。

5 問われる本土の人々、求められる公正で民主的な解決

県民投票は、「辺野古への代替施設建設が普天間飛行場の危険性除去（基地閉鎖・返還）のための『唯一の選択肢』だと判断した国策の是非を問うもの」、ひいては「この国に住む全ての人たちに民主主義のあり方を改めて問うもの」（「辺野古」県民投票の会『声明』）であった。

県民投票後、「新しい提案」*6として、「辺野古新基地建設を止め、公正で民主的な解決を求める」陳情が全国の1700余りの都道府県議会と市区町村議会に提出される*7など、民主主義を実践する動きが市民の中から起こっている。県民投票により明確に反対の民意が示された以上、これからは本土の人たち一人ひとりが当事者意識を持ち、日本全体の問題として国民的な議論をすることが必要とされる。

「日本は民主主義の国でしょうか？」沖縄からの問いかけに対し、本土の人たちが応答することが求められている。

*5：1996年9月8日の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票」では、投票率が59.53%、「賛成」が89.09%、「反対」が8.54%、賛成票が投票有資格者総数の約53.0%の過半数に達した（沖縄県公文書館ホームページ（http://www.archives.pref.okinawa.jp/news/that_day/4737）、『沖縄タイムス』1996年9月9日朝刊）。

*6：新しい提案実行委員会編『沖縄発 新しい提案 辺野古新基地を止める民主主義の実践』（ポニーインク 2018年）

*7：2019年2月25日までに、東京都の小金井市及び小平市の両市議会において「新しい提案」の可決を求める意見書が可決されており、沖縄県議会及び那覇市議会において同趣旨の陳情が継続審査となっている（未採択）。そして、同年3月25日、47の都道府県議会と1741の市区町村議会（小金井市及び小平市の両市議会も含む）に宛て同趣旨の陳情が提出された（『琉球新報』2019年3月26日電子版）。